

令和3年度 区費改定説明会次第

1 日時・場所

- (1) 万歳・劔鉾町内 □大野公民館 2階集会室
12月20日(月) 第1部午後2時から、第2部午後7時から
- (2) 高砂町内 □大野公民館 2階集会室
12月21日(火) 第1部午後3時から、第2部午後7時から
- (3) 明治町内 □大野公民館 2階集会室
12月22日(水) 第1部午後3時から、第2部午後7時から
- (4) 昭和町内 □大野公民館 2階集会室
12月23日(木) 第1部午後3時から、第2部午後7時から

2 区長挨拶

3 区費検討に至った動きと主な改正点

4 具体的な検討内容

- (1) 区費負担者
- (2) 階層区分と区費額
- (3) 減免について

5 減免制度について

□大野区

令和3年度 区費改定説明会資料

1 区費検討に至った動きと主な改正点

(1) 検討に当たって5つのポイント（課題認識）

- ① 区費決定過程において明確な査定基準が無いこと。
- ② 区費階層区分が15階層に渡ること（区外者から区費負担の苦情有）
- ③ 区費減免審査の基準が不明なこと。
- ④ 査定過程における透明性を求める意見が区民から寄せられていること。さらに法人等から査定基準などの開示請求があること。
- ⑤ 区財政の健全化を含め、近年の生活様式にあった適正な区費のあり方が求められていること。

(2) 課題解決のための検討体制

- ① 昨年12月から公募の区民を含めた16人の検討委員で組織する区費検討会を設け、検討を重ねてきました。
- ② 具体的には毎月1回以上の検討会を開催し、区の収支予算、区費課題の抽出と解決方法、区費負担者や階層区分、区費額や減免制度化などについて13回の検討会を重ねて参りました。

(3) 5つの課題解決のための検討結果

- ① 区費負担要綱案を策定し、審査基準を設け明確化を図りました。
- ② 区費の階層区分を無くし、全世帯一律としました。同時に法人の見直しも図りました。さらに区外者にも区費協力を求めることとしました。
- ③ 世帯全員の収入額を申告することで、世帯収入額と世帯人数に応じた減免規定を設けました。
- ④ 区民の誰もが区費審査員になっても審査し説明できるよう、区費負担要綱に内規を設け、区民に対し同じ説明が出来るようにしました。
- ⑤ 区の事業内容の適正化を図ったうえで、毎年事業に見合う予算配分に努めることとします。また3年毎に区費を見直すことを区費負担要綱に条文を設け明文化しました。

さらに令和4年度は区費改定初年度となるため、特別に区費改定の必要性を検討することとし、実情に応じて見直しを図ることとします。

2 具体的な検討内容

区費負担要綱案に負担対象者、区費額、減免基準等を条文化し明確化を図りました。

(1) 区費負担者

① 〇大野区内に居住している全世帯主。

ただし、同一敷地や隣接敷地で生計を共にする親子関係にある者は、同一世帯申請を審査会に申請し、審査のうえ認定された場合は1世帯とみなすこととなります。

② 区内に店舗・事業所等を有する法人。

③ 区内に店舗・事業所等を有する①以外の個人。

④ アパート等の居住世帯は、家主が負担する。ただし公営住宅等は世帯毎とする。

⑤ 区内に不動産（土地（宅地）・家屋）を有する地区外居住者。

⑥ ふるさと応援区費の寄付意思のある個人及び法人等。

(2) 階層区分と区費額

階層区分を設けず全世帯一律2万円の区費としました。また法人は一律3万円です。さらに区外者が経営する個人事業所等には15千円の区費負担を求めます。区費の負担額は、次のとおりです。

区費負担額(円)	区費の内訳		備 考
	項 目	額(円)	
20,000	固定分	6,000	(1)の①の世帯
	変動分	14,000	
30,000	固定分	15,000	(1)の②に記載する法人
	変動分	15,000	
15,000		15,000	(1)の③に記載する個人
24,000		24,000	(1)の④に記載する家主。ただし1棟当り6世帯を標準世帯数とし、入居世帯数に関わらず建物世帯数の増減1世帯毎に4,000円を加除する。なお公営住宅等の世帯は年6,000円とする。
3,000		3,000	(1)の⑤ 区内に空き家等を有する地区外居住者。
5,000 以上	1口当り	5,000	①から⑤に掲げる者から、ふるさと応援区費の寄付申出があった場合は、1口5,000円で任意口数を申し受けるものとする。

(3) 減免について

減免は申告していただき区費審査会で承認するものとします。

減免基準は16歳以上の家族数を基に世帯全員の合計収入額が、基準収入額以下であれば減免対象になります。

減免率は世帯合計収入額に応じて異なりますが、固定分6千円は基本分で減免は行わず、変動分の14千円に対して1/4・1/2・3/4・4/4の減免を行います。

3 減免制度について

区費の減免については、世帯主からの申請に基づき16歳以上の家族数と全世帯員の前年収入を合計し、減免判定基準額以下であれば適用範囲に応じて減免後の区費額を算出します。16歳未満の家族は減免判定人数には用いません。

(1) 減免申請書

区事務所に備え付けている減免申請書に必要な書類を添えて提出していただきます。

なお、令和4年度分は、全戸に減免申請書を送付する予定です。

(2) 減免申請の期間

減免申請は毎年、3月1日から同月31日の間に、必要な書類を添えて区事務所窓口申請します。

なお、減免申請期間は、この期間内のみ受付になりますので注意してください。(申請期間後は、原則受付いたしません)

(3) 申請書の添付書類

申請書に必要な書類は、公的年金や個人年金などの源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書(住民税申告)の写しまたは原本です。添付書類が原本の場合は、区がコピーした後に原本をお返しします。

なお、税金申告と同様に障害者年金や遺族年金などは、収入額から除外します。

(4) 減免率

① 1人世帯の場合

変動分の減免率	減免後の区費額	全世帯員の総収入額の範囲
1/4	16,500円	1,300,001円から1,600,000円まで
1/2	13,000円	1,050,001円から1,300,000円まで
3/4	9,500円	800,001円から1,050,000円まで
4/4	6,000円	800,000円以下

② 2人世帯の場合

変動分の減免率	減免後の区費額	全世帯員の総収入額の範囲
1/4	16,500 円	1,900,001 円から 2,200,000 円まで
1/2	13,000 円	1,650,001 円から 1,900,000 円まで
3/4	9,500 円	1,400,001 円から 1,650,000 円まで
4/4	6,000 円	1,400,000 円以下

③ 3人（N人）以上の世帯

変動分の減免率	減免後の区費額	全世帯員の総収入額の範囲
1/4	16,500 円	60 万円×（N-1）+1,300,001 円から 60 万円×（N-1）+1,600,000 円まで
1/2	13,000 円	60 万円×（N-1）+1,050,001 円から 60 万円×（N-1）+1,300,000 円まで
3/4	9,500 円	60 万円×（N-1）+ 800,001 円から 60 万円×（N-1）+1,050,000 円まで
4/4	6,000 円	60 万円×（N-1）+80 万円以下

④ 法人

変動分の減免率	区費（年間）	総収入額の範囲
2/2 (100%)	15,000 円	区費を負担する世帯が所有または代表している法人等。なお、公共法人や公益法人が行う公益事業については区費を免除します。

（5）減免計算方法

① 減免判定（減免判定基準額）

減免に該当するかどうかを判定する減免判定基準額は、16 歳以上の世帯全員の総収入額が、16 歳以上の家族数（N人）から 1 を引いた人数に 60 万円を掛けたものに 160 万円を加えた金額以下か以上になるのかで判定します。

② 減免判定式（Nは 16 歳以上の家族人数です。）

$$60 \text{ 万円} \times (N-1) + 160 \text{ 万円} \geq \text{世帯合計収入額}$$

家族全員の合計収入額が、上記の判定式で算出した金額以下になる場合は減免対象世帯となります。

参考（減免計算例）

例1）年金のみで暮らす1人世帯の世帯主年金収入額は126万円。

- ・減免判定基準額は、 $60\text{万円} \times (1-1) + 160\text{万円} \geq 126\text{万円}$
- ・収入額が基準額判定式以下であるため、減免世帯に該当します。
- ・減免率は、4ページの(4)①の1人世帯の場合の130万円以下であるため、変動分が1/2減免され、区費は13,000円となります。

例2）世帯主と妻は年金のみで暮らす2人世帯。前年の世帯主年金額は126万円、妻の年金額は66万円で世帯収入額は192万円。

- ・減免判定基準額は、 $60\text{万円} \times (2-1) + 160\text{万円} \geq 192\text{万円}$
- ・収入額が基準額判定式以下であるため、減免世帯に該当します。
- ・減免率は、5ページの(4)②の2人世帯の場合の220万円以下であるため、変動分が1/4減免され、区費は16,500円となります。

例3）世帯主は給与収入額160万円、妻パート給与24万円で暮らす2人世帯。世帯合計収入額は184万円。

- ・減免判定基準は、 $60\text{万円} \times (2-1) + 160\text{万円} \geq 184\text{万円}$
- ・収入額が基準額判定式以下であるため、減免世帯に該当します。
- ・減免率は、5ページの(4)②の2人世帯の場合の190万円以下であるため、変動分が1/2減免され、区費は13,000円となります。

例4）世帯主は給与収入額180万円、妻はパート給与30万円、17歳（高校生でアルバイト5万円）、14歳の中学生で暮らす4人世帯で前年の世帯合計収入額は215万円。 *中学生は14歳なので減免人数対象外

- ・減免判定基準は、 $60\text{万円} \times (3-1) + 160\text{万円} \geq 215\text{万円}$
- ・収入額が基準額判定式以下であるため、減免世帯に該当します。
- ・減免率は、5ページの(4)③の3人世帯の場合の225万円以下であるため、変動分が3/4減免され、区費は9,500円となります。

例5）世帯主は織物収入額300万円、妻はパート給与60万円、20歳と18歳はともに無職の4人世帯で前年の世帯合計収入額は360万円。

- ・減免判定式は、 $60\text{万円} \times (4-1) + 160\text{万円} = 340\text{万円}$
- ・合計収入額が340万円を超えるため、減免は適用されず区費は2万円となる。

例6) 世帯主は織物収入額200万円と年金収入額60万円、妻はパート給与60万円、20歳はパート給与20万円、18歳は無職の4人世帯で前年の世帯合計収入額は340万円。

- ・減免判定式は、 $60\text{万円} \times (4-1) + 160\text{万円} \geq 340\text{万円}$
- ・収入額が基準額判定式と同額であるため、減免世帯に該当します。
- ・減免率は、5ページの(4)③の4人世帯の場合の340万円以下であるため、変動分が1/4減免され、区費は16,500円となります。

例7) 区民Bは区費負担者であり、住宅とは別に区内に織物工場を構え事業展開している。

- ・区費を負担している区民Bは個人事業主なので、工場に係る区費負担は生じません。

例8) 区民Cは区費負担者であり、しかも法人Cの代表を務めており、法人Cは区内に工場を構え事業展開している。

- ・個人区費を負担している区民Cが代表を務める法人であることから、減免率は5ページの(4)④の法人になるため、変動分が2/2減免され、法人区費は15,000円となります。

例9) 金融機関K銀行は、区内に無人の営業店舗を構え事業展開している。

- ・区民が代表ではないK銀行は法人であるため、法人区費は30,000円となります。

例10) 区外者である個人事業主Dは、区内に店舗を構え事業展開している。

- ・Dは区民外でしかも法人ではないので、区費は15,000円となります。

例11) 社会福祉法人Eは、区内に社会福祉協議会事務所を構え事業展開している。

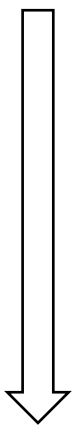
- ・公益法人が設置し運営する公益事業であるため、区費は免除となります。

例12) 京丹後市は区内に庁舎を構え事業展開している。

- ・公共団体が設置し運営する公共事業であるため、区費は免除となります。

4 今後のおおまかな流れ

- 令和3年12月 町内会ごとに説明会を開催
*説明会終了後、区費検討委員会を開催

 - 令和4年 1月 町内会長会議及び臨時審議会にて改正案を審議・決定
// ①すべての世帯に改定した内容をお知らせします。
②すべての世帯に同一世帯の判断や減免の処理を行うための書類（同一世帯申請書・区費減免申請書・口座振替依頼書）等を配ります。
- 
- 3月末 世帯・法人から申請する書類の提出期限
 - 4月 申請のあった内容について、区費審査会で審議・決定
 - 5月 すべての世帯に令和4年度の区費をお知らせします。
*5月中下旬に納付書をお届け予定

～ メモ ～